

セーフティネット保証8号の認定を受けられる方 (金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡)

【セーフティネット保証8号】

RCC(整理回収機構)へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業再生が可能な者を支援するための措置です。

【認定の条件】

本店の所在地(個人事業主の方は主たる事業所)が葛飾区にある中小企業者で次のいずれにも該当する方。

- (1) 株式会社整理回収機構または株式会社産業再生機構に当該申請者に対する貸付債権が譲渡(信託を含む。)されたことを確認できる書類を申請者が有していること。
- (2) 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期と比較して減少していること。
- (3) 申請者が、事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画を作成し、その実行に努めていること。
- (4) 申請者が、株式会社整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていることまたは株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)第22条第3項に規定する支援決定を受けていること。

【必要書類】

- ① 認定書 1部(区 HP からダウンロード、または経営支援係窓口にあります。)
- ② 登記簿謄本 1通(法人のみ必要、発行日から3か月以内のもの)
- ③ 決算書類一式 または 確定申告書 2期分
- ④ 貸付債権の譲渡をした金融機関から送付された債権譲渡通知書等の写し
- ⑤ 全ての金融機関からの総借入金残高および貸付債権の譲渡をした金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等の写し
(直近の借入金残高と前年同期の借入金残高が比較できるもの。)
- ⑥ 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組み、債務の返済計画等を明確に規定した事業計画書
(様式は自由。)
- ⑦ 貸付債権譲渡時の借入りに係る約定書、および当該借入りに係る返済条件の変更がなされた株式会社整理回収機構との約定書の写しまたは、株式会社産業再生機構法第22条第3項に規定する支援決定を行ったことについて産業再生機構が発出した通知の写し
(株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていることが確認できる資料、または株式会社産業再生機構法による支援決定を受けていることが分かる資料。)
- ⑧ 郵送用チェックシートと返信用レターパック(郵送で申請する場合に必要)

【申請方法】

認定を受けるには、郵送または直接持参(要予約)により受付けます。

<郵送> 郵送により申請した場合の認定書の返送先は、認定事業所あてです。

- ・送付先 〒1250062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか内
葛飾区 産業観光部 産業経済課 経営支援係

<直接持参> 事前に必ず予約の上、お越しください。中小企業企業診断士が面談し要件を確認します。

電話:03-3838-5556 午前8時30分から午後5時まで

- ・面 談 場 所 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか1階 産業経済課 相談室
- ・面談(開始)時間 午前10時から午後4時まで

【お問い合わせ先】

葛飾区 産業観光部 産業振興課 経営支援係

電話:03-3838-5556

～ 平日の午前8時30分から午後5時まで ～

令和 年 月 日

(申請者)

名 称

代表者氏名 _____

記

2. 金融機関からの総借入金残高が減少していることを確認できる資料は、別添2のとおり。（注3）

A 令和 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円

B 令和 年 月 日（Aの前年同期を記入のこと）の金融機関からの総借入金残高

- 認 定 第 号

令和 年 月 日

葛飾区長 青木 克徳

(注)信用保証協会への申込期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

②認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。